

政令第百七十号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十八条中「附則第六十条第一項」を「附則第六十二条第一項」に改める。

附則第三十九条中「附則第六十二条」を「附則第六十四条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（令和三年度から令和六年度までの各年度における特別区財政調整交付金の特例）

第四十条 法附則第七十五条の規定により地方自治法第二百八十二条第二項の規定を読み替えて適用する場合における地方自治法施行令第二百十条の十の規定の適用については、令和三年度から令和六年度までの間、同条中「係る額」とあるのは、「係る額と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

## 附則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三十八条及び第三十九条の改正規定は、同年一月一日から施行する。

## 理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特別区財政調整交付金の特例について定める等の必要があるからである。